

介護職員等特定処遇改善加算とは

令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定として「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当法人も、令和元年10月より加算算定を行っております。算定するための「見える化要件」に基づいた取り組みは以下のとおりです。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する事業所

- 介護老人保健施設ナーシングホーム 沙羅
- 短期入所生活介護事業所 花の里
- サービス付き高齢者向け住宅 迦葉
- サービス付き高齢者向け住宅 第二迦葉

職場環境要件

(1) 資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講の支援
- 施設外への研修受講支援

(2) 職場環境・処遇改善

- 職員のスキルに応じた賃金体系の策定
 - A：法人勤続年数10年以上の介護福祉士
 - B：10年未満の介護福祉士及びその他の介護職員
 - C：介護職員以外の職員

上記のグループ分けを行い、特定処遇改善加算の定めるルールに基づき、各グループの配分率を決定し特定処遇改善加算金額を支給します。

- 子育てとの両立を目指す者のための育児休暇制度等の充実、法人内保育施設の整備
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・心の健康等の健康管理面の強化・職員休憩室・分煙スペースの等の整備

(3) その他

- 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- 非正規職員から正規職員への転換